

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	アジアフォーラム [英語 : Asia Forum on Cyber Security and Privacy]
住所	〒252-0882 神奈川県藤沢市遠藤5322 ΔS202
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
御意見	<p>・要旨</p> <p>アジアフォーラムは、政府によるパーソナルデータの利活用に関する枠組みの改正案を歓迎します。韓国政府では2011年よりパーソナルデータの利活用に関する抜本的改革を実行し、「アジアで最も厳しいプライバシー法」と言われた「個人情報保護法」を採択しました。その改革の中のひとつは15名の委員によって構成される個人情報保護委員会の創設でした。しかし、データプライバシーに関連する運営と実行の政府構造が複雑であったため、この組織の実効力は限定されています。アジアフォーラムは、イノベーションと経済成長を向上させるために、パーソナルデータの利活用の促進を目標に掲げた日本政府の改正案を支持します。そしてこの目標達成のために重要となるのが、プライバシーを管理するための明確かつ柔軟なルールを設定でき、透明性のあるコンプライアンスを実行し、適正手続（デュープロセス）を重視するために必要な法的権限、予算、人材を備えた「第三者機関」の設立です。その上でアジアフォーラムは、政府が日本における個人データ保護のアプローチの国際的なベストプラクティスとの同調や、データ漏洩時における報告の明確な手続きの重要性について、注意を払われることを促します。またアジアフォーラムは、日本と韓国によるデータ保護政策の緊密な協力が、他のアジア諸国にとっての先例となり、地域内で台頭しているインターネット経済におけるよりいっそうの統合に貢献すると見ています。</p> <p>アジアフォーラムは、慶應義塾大学と韓国の高麗大学による共同プロジェクトで、主に共同研究の増加、教員と学生の交流、サイバーセキュリティやインターネットプライバシーを含むチャレンジに対する能力強化に活動の焦点を置いています。同フォーラムは、2012年11月に設立し、これまで多くの二カ国間または国際的なイベントを東京とソウルで開催してきました。これらのイベントの主な議題は、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、インターネット・オブ・シングス（IoT）、データ漏洩への対応、重要インフラの防護、サイバーセキュリティの教育課程の促進、アジア地域におけるサイバーセキュリティとプライバシーの国家的アプローチの調和などについて議論を深めてきました。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	アジアフォーラム [英語 : Asia Forum on Cyber Security and Privacy]
住所	〒252-0882 神奈川県藤沢市遠藤5322 ΔS202
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。） 第3 IV. 1. 第三者機関の体制整備（2）権限・機能等 -- 13 頁。</p> <p>・ 意見内容 「第三者機関」がデータ保護政策の設定と、コンプライアンスの実施を行うために必要な法的権限、予算、人材の確保を保証すべきです。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） アジアフォーラムは、政府による新たな「第三者機関」の体制や責務における制度の輪郭を支持します。同時に新たな機関には、（1）政府のプライバシー規制に関与する「ワンストップ」窓口になること、（2）各省庁の分断された政策方針と違い、プライバシーの管理と規制を包括的に取り組むこと、（3）消費者、ビジネス、外国政府によるプライバシーに関する問い合わせに対して透明性と一貫した情報を提供されることが望まれます。そして新しい機関には、これらの責務を果たすために必要な人材と予算が与えられなくてはなりません。無論、新しい機関がプライバシー政策を自主的に監視できる体制が整う前に、暫定的な移行期間は必要であり、省庁や地方自治体との緊密な協力が行えることも引き続き不可欠です。しかし新たな「第三者機関」には、プライバシーのルールを制定し、コンプライアンスを実行する明確な権限とツールも有しなくてはなりません。</p>

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対する意見

氏名	アジアフォーラム [英語：Asia Forum on Cyber Security and Privacy]
住所	〒252-0882 神奈川県藤沢市遠藤5322 ΔS202
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての御意見が、該当箇所がわかるように明記してください。） 第3 IV. 1. 第三者機関の体制整備（3）各府省大臣との関係 -- 14 頁。</p> <p>・ 意見内容 データ漏洩時における明確なコーディネーションと報告手続きが制定されるべきです。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 最近、韓国では約1億件に及ぶクレジットカードのアカウント情報が流出し、その情報がマーケティング企業へと転売される事件が起きました。このような大規模なデータ流出は、企業に多大な経済的損失を被らせ、消費者の信頼の失墜を起こします。このような状況に直面した場合、データ保護を管轄する政府機関における、警察やサイバーセキュリティを管轄する省庁とのコーディネーションのための、明確なチャンネルと手続きが不可欠です。アジアフォーラムでは、「第三者機関」が、新たに提案された内閣官房サイバーセキュリティセンターとの緊密な協力を促し、データ漏洩への対応、省庁間における重複した権限の低減できる合同アプローチを推奨します。その上で、民間セクターとの協力が円滑に行われるために、事件報告の手続きは、データ漏洩の深刻度と一致させなくてはなりません。また漏洩の報告があった企業には、政府がもっている最新脅威データの共有を可能にすることも重要です。</p>